

薩南諸島の地域性と甘蔗作

石 村 満 宏

Ⅰ はじめに

薩南諸島には、離島振興法（1953年）、奄美群島振興開発特別措置法（1954年）¹⁾が適用されて本土との地域格差是正のために諸施策が講じられてきた。その結果、道路・港湾・空港等の交通基盤、農用地区画整理等の農業基盤、水道・電力等の生活基盤等の整備が進み、離島住民の生活レベルは明らかに向上してきた。

しかし依然として地域格差は大きく、結局人口の大幅減少と離島住民の高齢化が急速に進行しており、地域の疲弊感は一層深まっている。時限立法である二法は再三延長されてきたが、（経済的）格差是正という立法の主旨達成は極めて困難である。最近の社会経済情勢の変化とともに、周辺地域においては各地で、村町おこし、地域活性化、地域自立に向けての新しい取り組みと関心が高まっている。周辺過疎地域の自立的発展の可能性が模索されている。

「21世紀の国土のグランドデザイン」にははじめて「多自然居住地域論」が登場した。都市的な発展を続ける地域とは異なる発展の方向を考えるべき地域の概念化の過程で、過疎地域をはじめ停滞する地域に対する地域概念として登場してきたものである。「計画部会調査検討報告」（平成8年）によれば、地方中小都市と中山間地域を含む農山漁村等の豊かな自然環境に恵まれた地域を21世紀の新たな生活様式の実現を可能とする国土のフロンティアとして位置づけ、これらの地域において地域の自立のための生活圏域を確立し、誇りのもてる美しい自然と文化を有する活力ある「多自然居住地域」を創造するとしている。国土計画のこの基本戦略が地方救済のための財源難から出てきた一種の地方再生論から生まれたとしても、地方自治、住民主体の地域づくりと最近の環境問題や食の安全に関する農林地域の再評価から生まれた再生論と理解し、地域に

住み生活する人々へ自らの地域のあり方を模索する姿勢を促したと評価したい。

地域考察に新たな視点が求められている。その場合の視点は、現にそこに生活している住民の側におかれる必要がある。人がある特定の場所で生活するということは、周囲の自然やその人々を含むその環境に意味を見い出し、また更にそれらに対して新しい意味を与えながら、人間らしく生きるということであるべきで、生活者の主体的な生き方が実感できる意味ある場所の創造が求められているのである。

本論の「地域性」を考えると、このような地域のもつ場所の力ともいうべきものを地域に即して考えるということであり、それは地域が今後展開すべき方向を示すものでもあろう。地域性の理解とは対象化された自然あるいは環境とそこに生活する人間がその場所でお互いに関連し融合同一化してつくり出す地域の状態を理解するということである。

以上の問題意識のもとで、小論では薩南諸島の地域性について、基幹作物さとうきびを軸に考察したい。島の風にゆれながら白く淡く輝くさとうきびの穂並みは薩南諸島主要島の景観を強く特徴づける風景であり、その刈りとり作業は島の冬の風物詩である。さとうきびは江戸期以来、時代とともに、この地域に及ぼす意味あいを変えつつ、今も島民の生活を規制する基幹作物である。さとうきび産業はこの地域の農業・農村だけでなく、地域全体に与える影響の大ききから、その将来を示唆する重要な部門だと考えられる。

II 離島二法とさとうきび産業

奄美諸島における戦後復帰後の特別措置法の施策とさとうきび農業の展開について考えてみたい。昭和28（1953）年12月のクリスマスプレゼント復帰以来50年、この間奄美の復帰・復興期は日本経済の復興とそれに続く高度経済成長に常に先行された状況におかれており、影響が大きかった。たとえば喜界島においては、復帰直後（1955年）の総就業人口8,219人中農業就業人口は7,031人（85.5%）と圧倒的に高い比率を示していたが、1980年にはそれぞれ5,254人、2,039人へと大幅に減少した。この間第二次第三次産業人口がともに増加する

中で、農業人口の大幅な減少という流出現象がおこっている。この間の特別措置法3法（奄振法）および同計画は地域格差解消策として次の重点項目を示している。第1は離島航路を中心とする交通・運輸・通信網体系の整備、第2は産業基盤の整備で、とくに奄美諸島の位置条件、わが国最南西端部に位置し、市場条件に恵まれないという遠隔地において、如何なる産業振興策をとるべきかということである。これには奄美諸島における基幹産業を農業であると位置づけ、本土型の圃場整備等基本的な構造改善策を行う一方、基幹作物の選定においては亜熱帯的気候風土という条件を最大限生かしながら、本土の商品作物との競合を避ける「特殊農産物」の育成をはかるべきであるとした。その上で、さとうきび、ゆり球根、亜熱帯的果樹等が選定された。同時に伝統的工芸産業である大島紬業の振興も重点施策とされた。

これらの課題は、改正延長を繰り返す奄振法の変わらぬ共通の課題であるが、「奄振開発法」には加えて観光開発計画も組みこまれてきた。また最新の奄美開発計画には、自然共生の概念をかかげてエコツーリズム、体験滞在型観光や地域再発見の文化掘りおこしを提案している。このような施策にもかかわらず、本土の急速な経済発展の前に格差は縮小せず、人口流出は続いてきた。

離島住民にとって奄振法に基づく施策がもたらしたものは如何なるものだったか、さとうきび農家について簡単に述べてみたい。まずさとうきび産業の近代化で注目すべきは製糖工程の機械化である。復帰当時は畜力砂糖車による圧搾方法であったが、小中型ディーゼルエンジンの導入が奨励され、昭和30年になると、主要地域に50トン処理能力規模をもつ黒糖工場が設立された。このため黒糖生産工程は、急速に農民の手から離れていくことになった。多くの自家労働力を必要とした前近代的製糖法は、零細な耕作規模農家が、さとうきびに付加価値をつけながら、滞留する農家人口を支えていくという点で重要な意味を有していたが、このシステムが崩壊することになる。また食糧安全確保の見地と国際貿易収支改善の一環として、砂糖の国内生産増強と輸入抑制をはかるため、昭和34年12月国内甘味資源自給強化総合対策法を制定した。これを契機に薩南諸島ではさとうきび作がさらに奨励される一方、中小黒糖工場の整理統

合、大型黒糖工場の設置がさらに進んだ。

この過程をとおして農民は次第に島外資本の経営する大型製糖工場との結びつきを強めていき、ついに単に原料さとうきびを生産し供給するという原料生産の役割を担うという糖業分業体制に組みこまれていくことになった。このような農工分離の展開は、これまで潜在的な余剰労働力をかかえながら成り立っていた農村社会に、余剰労働力がそれとして顕在化するという結果を招き、労働市場の限られた離島島嶼においては、人口の島外流出の重要な契機となった。

高度経済成長はその後も一段と進展し、加えて砂糖貿易の国際環境も好転した結果、国内甘味資源自給力総合対策の重点は環境対策から生産体制の合理化に向かうことになる。原料さとうきびの量的拡大が困難な離島において原料確保の企業間競争がみられるようになると、製糖企業・工場の再編合理化が進んだ。その結果、昭和37年から薩南諸島の製糖体制は一島一社体制に移行することになった。島のように隔離された狭小な地域においては、独占的な地域支配が成立しやすいとされる。政策的な支援のもとで薩南諸島の糖業資本の配置図版が決まった。多くの原料生産者と島内唯一の買上げ企業、この両者を結ぶ所に地域の農業協同組合が加わった。各島に行政、農協、企業の三者からなる糖業振興のための協議機関が設立され、さとうきびを介した強力な地域の垂直統合体制が作りあげられていくことになる。この三身一体の統合体制は糖業資本の展開する南西諸島に共通するもので、ただ単なる生産体制にとどまらず、島の政治・社会・経済体制全般に強い影響をもっている。体制移行前後では、国際的な糖価低迷を理由に原料さとうきび買い入れ価格は伸び悩み、高度経済成長期にもかかわらず、低価格の時期が続くことになる。この時期、原料生産農家の対応には大別次の三タイプがみられる。1つは経営規模の拡大と生産性の向上を目指すもの。第2は土木事業、紬業など限られてはいたが拡大しつつあった地域労働市場を求めて兼業化による農外収入を増やすもの。第3はさとうきび生産からの離脱、離農、島外流出というタイプ。これには島外就業機会を求めた兼業タイプの転向も多く含まれる。

この時期昭和39年はさとうきび生産農家数が奄美群島で23,713戸、熊毛地区

8,978戸，薩南諸島合計32,691戸で歴史的にピークを示した年である。その後減少の一途をたどり，平成2年にはピーク時の半数以下の，それぞれ奄美10,871戸，熊毛4,430戸，合計15,301戸となった。またこの間1戸当り収穫面積は拡大傾向を示し，奄美で45 a から87 a，熊毛で33 a から64 a，両地区平均で41 a から80 a へとほぼ2倍になった。ただ奄美においてはそれ以降縮小傾向をみせ80 a を割りこんでいる。

以上，さとうきび原料価格の低迷期には生産農家の急減と規模の拡大がみられたが，今日においてもこの状況はかわるものではない。今日まで2回の例外的な原料価格引き上げがある。オイルショックによる物価高騰期と沖縄復帰時期がそれである。いずれも市場価格の反映としてではなく，政策的な価格引き上げであることは明白である。例えば後者は（沖縄）復帰後の沖縄経済の自立化の1つとしてさとうきび産業が重要であるとの認識を示したもので，薩南諸島はその恵に浴したとみるべきである。最近の生産価格の推移をみると昭和60年度最低生産者価格20,800円，平成5年20,190円，平成9年20,160円，平成11年20,140円とわずかながらも低下傾向が続いている。しかし例えば平成11年度には最低生産者価格は前年より20円引き下げられたが高品質安定生産対策推進費は前年より30円多い290円とし，結局生産者手取り額は前年より10円アップの20,430円となった。また翌年以降の最低生産者価格の算定においては，従来の方法を見直し，引き下げられた最低生産者価格20,430円ではなく，政治的配慮によって引き上げられた農家手取り額を翌年の現行価格にすることで決着している。このような価格決定について，出荷量1,000トンの大規模きび専作者は「相当の引き下げを覚悟していただけにアップは望外」であるとコメントしている²⁾。価格決定への根拠が当の農民にも予想できないのである。

このように戦後の薩南諸島の基本的な振興策は奄振法を柱に，時々の国内外の情勢を反映する形で進行してきたといえよう。その視点は島を離れなければならなかった元農民ではないし，現在の大規模専作農民のそれでもないことは確かである。構築された三身一体の地域への支配力は，その場所が孤立する離島であり，その対象がモノカルチャーのさとうきびである限り直接的である。

小規模主要離島の与論、喜界はその典型である。これらの島より原料供給能力に不利な条件をもち合わせていると判断された離島地域の請，与路，加計呂麻，奄美大島南部，馬毛，屋久島は早期に対象外とされ，続いて奄美大島北部も分蜜糖工場の閉鎖にともない整理された。

III 離島の特色とさとうきび

(1) 隔離性の克服

1) ライフラインとしての離島航路：言うまでもなく離島を離島たらしめている最も重要な要因は，水圏に囲まれ本土との間に陸路の交通手段がないということである³⁾。離島振興法の指定においても，本土との架橋が完成すれば，それを根拠に指定地域から除外されている。鹿児島県においては長島，諸浦島，伊唐島がその例である。

このことから，島の離島化の契機は，本土における道路・鉄道の陸上交通の発達や利便性の向上と表裏の関係にあったことを伺い知ることができる。離島性の根本的な解消は本土との架橋以外にないとしても，対本土間の海上交通に要する費用と時間の利便性を確保することで極めて大きな解決策となる。離島は本土との絶対位置の関係を縮めることはできないから，いかなる手段を用いてもこの間の移動には必ず余計な時間がかかる。しかし移動にかかる費用については，これを保障する形で解消する方法が可能である。これによっても，離島の現実は一時的に海上遠く隔たれており，本土との距離と時間の不利益性を完全に克服することはできないが，しかしその費用を保障されることで，コスト面からは仮に，本土ターミナル港隣接地に位置させることも可能である。離島振興の最大の課題は海上交通問題であり，なかでも定期航路の割高運賃にあるのだからこれを解決することが離島振興の原点である。その際の視点はこのような離島性の克服についての基本的原理の把握にあるといえる⁴⁾。

離島の存在を認める限り，離島に由来する不利益性は離島社会だけが負うべきものではなく，離島を認める社会全体がこれを保障することでないと，本土と離島の格差是正は不可能である。離島は本土から海を隔てて遠く離れている

が実はターミナル港に接続しているのであるとする認識が必要である。

少なくとも割高運賃が大幅に改善されれば、離島航路の利用は飛躍的に増加するであろう。海上を走る国道58号線は、この時はじめて本来の海上国道としての役割を果たすはずである。

2) 離島航路貨物とさとうきび：離島航路の輸送コスト軽減は薩南諸島においては、とくに亜熱帯性の冬季温和な環境条件を活かした多様な農業の展開が考えられる。

すでに現在の離島航路を利用しながらも輸送農業が成立しつつある。とくに沖永良部島においては平成9年のさとうきび生産額は10,0億円であるのに対し輸送野菜22,2億円、花卉60,3億円と花卉園芸部門がさとうきび作の生産を大きく上回っている⁵⁾。総量として島の耕作面積は限られている中で製糖企業は採算ベースの操業日程（年間120日以上）に見合う原料確保が困難な状況となってきた。ここでは、さとうきびを花卉園芸部間の連作障害防止のためのクリーニング作物として位置づけたり、園芸作物の防風対策として間作にされている場合もある。間作の場合、園芸作物の中耕・除草・収穫作業の耕耘や施肥がさとうきびの生育をも促して多収に結びつくと言うが、この島においては作物体系の主役はすでにさとうきび栽培ではなくなった。

市場競争の激しい輸送花卉園芸部間において、現行の離島定期航路体制で産地間競争に対抗していることは重要であり、日々の農産物出荷を通じて、離島航路の貨物確保に最も貢献しているのが沖永良部農民である。

ちなみにさとうきびは島内製糖工場で粗糖に製品化された後、専用輸送貨物船によって島外搬出されており、製品は定期航路の貨物とはならない。域内で最大の栽培面積を有するさとうきびのこの状況は、定期航路の特に登り便の貨物量が恒常的に少ないことの大きな要因の一つといえる。域内離島からの定期船貨物の総量が少なければ当然輸送園芸など他の運賃に影響する。

離島港湾から積み出される貨物のうち農産物数量についてみると、和泊港が最大である（表1）。また鹿児島港に陸揚げされた離島港湾別積出し農産物数

量についても和泊港が最大である（表2）。このようにさとうきび栽培に特化していない沖永良部島は、離島定期航路に対する貢献も大きいといえる。

表1. 港別貨物積み出し量（トン/年間）

港名	A 農水産品	B 総量	(A/B) %
西之表	7,717	344,364	2.2%
名 瀬	5,089	344,353	1.5%
湾	2,595	24,680	10.5%
亀 徳	16,268	152,210	10.7%
平土野	2,522	14,567	17.3%
和 泊	28,856	144,160	20.0%
与 論	2,827	42,321	6.7%

（平成9年鹿児島県統計年鑑）

表2. 鹿児島港陸揚げ貨物量（トン/年間）

港名	A 農水産品	B 総量	(A/B) %
西之表	12,874	233,081	5.5%
名 瀬	4,362	217,675	2.0%
湾	4,443	17,877	24.9%
亀 徳	10,139	43,597	23.3%
平土野	1,971	3,966	49.7%
和 泊	25,051	40,240	62.3%
与 論	5,228	14,644	35.7%

（平成12年鹿児島県統計年鑑）

原料さとうきびは降霜被害がないことが重要である。分蜜糖工場が配置されている中で唯一種子島だけは地域により年度により被害がみられる。分蜜糖工場出荷を目的にした栽培ではこの島が北限である。奄美諸島はとくに最寒月（1月）の平均気温14.2度で東京の4月14.1度に相当する。東京では11月すでに12.6度だから、月平均気温でみる限り東京の晩秋から早春までの5ヶ月が名瀬には存在しないという。また作物にとって主要な冬季の日最低気温の月別平均気温では、名瀬市で1月11.3度、鹿児島市は4月で11.8度となっている。この時期、鹿児島本土はすでに早期米の田植えを済ませた頃だ。真冬の稲作、南

西諸島には冬の稲作体系がみられた。夏季の台風と旱魃をさけた二期作も可能だが、すでに述べたように水田はほとんどさとうきび畑に転換している。暖かい冬季にもかかわらず、島の耕地の大部分を生産性の低いさとうきび栽培の単調な景観が占めているのは不合理といわざるを得ない。

（２）土地の狭小性とさとうきび

１）狭小性と土地利用型農業：離島の特色の第２として、土地の狭小性をさとうきびとの関連でとりあげたい。離島は農業的土地利用においても狭小性は免れない。土地資源の過少性といってもいい。限られた土地資源を持続的に有効利用すること、単位面積あたり生産額（量）の高い、より集約的利用が期待される。

薩南諸島においては、第二次大戦直後、復帰直後の国内特殊事情と国内最南端にあってさとうきび生産適地という２要因と島の狭小性の互乗作用のため一挙にモノカルチャー化が進行した。元来さとうきび栽培は土地利用型農業であり、小規模農業経営には不向きであり、農業人口の減少と兼業化を余儀なくされる一方、規模拡大化も一部にみられている。

例えば平成10年鹿児島県初のさとうきび1,000トン出荷を達成した農家は14.5 haのさとうきび栽培と甘藷3 haの経営規模で、種子島の1戸あたり経営面積は1.56 ha、さとうきび栽培面積は0.7 haだから、さとうきび栽培では約20戸相当分を、経営面積においては約10戸相当分を経営している。仮にこの農家並の経営規模を目標とし、モノカルチャー化が進んだ場合約450戸の農家で十分であり、島内さとうきび栽培面積を現状維持しようとすれば約250戸の農家で足りることになる。

また優良農家として各種表彰を受けている別の農家は、経営面積15 haのさとうきび専作農家だが、規模拡大の当面の目標は20 haである。喜界町は普通畑1,660 ha、さとうきび収穫面積1,076 ha、農家数846戸だから、1戸平均2 haの普通畑を経営している。さとうきびの収穫面積も1戸あたり1.2 haといずれも薩南諸島では最も大規模化が進んでいる。ここでも単純化して考えると、約

100戸の専作農家で島は限界となる。

農業の近代化については、大規模土地利用型機械化農業に対し、高度な技術と設備で資本装備された小規模農業があげられる。喜界町ではポストウリミバエ⁶⁾の作物としてメロン栽培を導入し、一時生産規模が拡大したが、忌地への対応等技術力が不十分だったため衰退してしまった。

さとうきびモノカルチャーの島の体制には、新しい作物への適応力が弱い。島が本来備えている島の力、場所の力が弱まり、十分活かされなかった結果といえる。小離島においては限られた中での複合的複雑系の中でこそ、対応が柔軟となる。

喜界島に今すぐ情報産業は望めないにしても、例えば、地場産業の黒糖焼酎を考えると、一島一社制の島には醸造会社は存在するが、原料は域外からの移入によっている実情である。観光みやげ品には黒糖を使った商品が多いが、これらも大部分は分蜜糖工場の出荷ではない。喜界島には、黒糖生産者が多いことで特色をもつ集落がある。ここは耕作地が砂丘地に広がるためさとうきびの生育が悪く、土地利用型の原料栽培農家には不向きのため、工場出荷を断念して現在も伝統的な生業形態を保持しているという。島では、特に人口減少率の少ない集落である。さとうきびを切り出して畑の脇に積みあげることで農家の手を離れる原料さとうきびに対し、収穫物の加工、黒糖づくり、地元特産品への加工、地元特産品の商売流通と島内に留まってささやかな付加価値をもたらす黒糖、その生産過程も含めて、島の文化資源としての価値も大きい。地場の原料を使った正真正銘の「その島特産」の黒糖焼酎なら、島毎にちがう文化の香りが漂う。

2) 狭小性と景観の変化

狭小な離島が土地利用型のさとうきび栽培に特化する過程でべつに注目しなければならないことは、農業景観の変化、ひいては島の風景の変化である。

奄振法（復興）直前の復帰時の土地利用景観を想起したい。最大の面積を占めていたのは今はほとんど見られない甘藷で、春植え秋植え合計6,212 ha（当

時町歩。1 ha = 1 町歩) で、延耕作面積の34%、第2位は米で一期作二期作合計5,024 ha (27%)、稲作も今はほとんど姿を消した。3位がさとうきび3,208 ha (18%)、他に麦類1,545 ha (8%)、野菜類998 ha、大豆499 ha、果樹341 ha、粟128 ha、茶50 ha、蘭52 ha、ゆり球根28 ha 等多種類が展開する耕作景であった。

中でも島民の主食を担っていた稲とさつまいもは延耕作面積の60%を占めて、ともに年2回作を行っているから、季節とともにほぼ周年、主食の耕作景が展開されていた。

奄美の水田は「高島」の小沖積低地に拓かれたそれを除く、2/3程度はカルスト地域に分布しが、渇水期の被害を受けやすかったこと、従って畑地への転換が比較的容易であったが、奨励金の交付を受けて水田のさとうきび作畑地転換事業は急速に進んだ。

甘藷は奄美においては周年栽培が行われていたが、復帰当時すでにアリモドキゾウムシが蔓延しつつあり、駆除対策は緊急課題だったが、対策はとられな
いまま⁷⁾、さとうきびの商品価値の高まりの前に急速に栽培面積を減じた。稲とさつまいもの完全な衰退は農家が自給主食部門をまず放棄した点で重要である。通常、自給主食部門を最後まで残しながら商品生産を拡大していくが、奄美では一挙にモノカルチャー化していった。狭小性は島の特徴である。狭小な所に特別な変動を促す力が急激に加わると、変革は一挙に進行する。

IV 小括

この半世紀、薩南諸島は離島二法のもとで地域格差是正を目指して多額の資金をうけ、さとうきび産業を中核とする産業産業振興を含む多様な施策を展開してきた。

その結果、とくにさとうきび産業振興政策は零細複合経営農業に自給主食糧部門の放棄を迫り、農民を完全単一作物生産の商品経済のもとに置いた。小規模なさとうきびモノカルチャーでは農家経済の維持は不可能で、生活の大変革がおこった。人口流出、夏の出稼ぎ、島内兼業（公共事業、紬産業）が一挙に

拡大した。

戦後直後、復帰直後の国内外情勢のもとにとられたさとうきび産業の展開策は、その後国際環境の変化によって、その意味は極めて小さいものとなった。今や薩南諸島停滞の大きな要因となりつつある。

さとうきび農業は基本的に典型的な土地利用型農業であり、狭小で人口の多い薩南諸島には不向きな農業形態である。

今後はさとうきびモノカルチャーから脱して薩南諸島が本来保持している地域の特性を活かす方向に転換すべきである。その際にわが国農業の特色であり同時に薩南諸島の特色でもあった小農複合経営の目指す方向は、すでに沖永良部農業が示唆しているところである。その際は環境への負担を軽減する持続性の高い生産の仕組に十分配慮すべきであることは論をまたない。

その上で本来薩南諸島のもっている亜熱帯的風土と豊かな耕作文化景観、培ってきた文化習俗をもとに、島にふさわしい新しい形を創造することができる。薩南諸島は多自然居住地域論に示されている内容に最もふさわしい典型的な地域になる要素を備えている場所の1つであるといえる。

以上離島二法の求めてきた薩南諸島の本土並みへの格差是正への前提として、離島の特性に対応した根本的な離島性解消の認識に基づいた対策と同時に基幹作さとうきびの大胆な見直しが、最小限必要な要件であると思われる。この二つの変革がない限り離島二法の目標への到達はむずかしい。

注

- 1) その前身は奄美群島振興特別措置法および奄美群島復興特別措置法であり、その名称は戦後復帰当初の復興から振興へさらに振興開発へとその意義とともに変化している。
- 2) 南日本新聞、平成11年10月16日付。また同日付によると自民党農林部会長（当時）の宮路和明衆議院議員（比例九州）は、「価格算定の基礎となる現行価格が昨年より10円多い手取り額に（変更に）なったのは、新政策を進めるにあたり大きな意味がある」と話している。また井上二刀鹿児島県農協中央会長のコメントとして「…尽力いただいた県選出国会議員の方々に深く感謝したい」とある。宮路氏も実質的には選出議員である。

- 3) 本土の交通不便な山間地域を称して「陸の孤島」というが「陸の離島」という表現はない。
- 4) このことに関しては、(2000年)日本地理学会秋季大会シンポジウム『海と陸のはざまでの「場所の力」—南九州と南の島々からの視座—』の当日発表討論をもとにした報告集が共催者の鹿児島大学多島研センターから出されている。この中で植村哲氏(鹿児島県離島振興課長)は当日発表のなかった分を補足して報告している。
- 5) 和泊町平成9年度農業粗生産額割合は花卉43.3%, 野菜24.7%, さとうきび18.1%などとなっており, 花卉園芸作物の比率が高い。
- 6) ウリミバエはキュウリ, ニガウリ, スイカ, メロンなどのウリ類はもとより, ナス, ピーマン, インゲンなどにも寄生し, 害を及ぼす。奄美群島に侵入が確認されたのは1973(昭和48年), 翌年には全域に蔓延した。不妊虫放飼法の確立により, 1985(昭和60)年喜界島で根絶に成功, 1989(平成元)年には奄美全域で根絶を達成した。これにより, 持ち出し, 移動が可能となった。
- 7) 奄美では1966(昭和41)年から1972(昭和47)年に被害軽減防除を実施したが, 翌1973(昭和48)年から1980(昭和55)年の間放置されたままだった。根絶を目指したのは, ウリミバエの不妊虫放飼法の成功が確認されたのち, 1988(昭和63)年からである。さつまいもの域外持ち出しは禁止されている。

文献・資料

- 荒木一視 1999. 農業の再編と食糧の地理学. 経済地理学年報45: 265-278
- 有本信昭 1999. 食糧・農業・農村基本法と中山間地農業再生の可能性. 経済地理学年報45: 279-290
- 安東誠一 1991. 地域構造の再編と「発展なき成長」のメカニズム. 経済地理学年報37: 1-9
- 石村満宏 1994. 奄美諸島における就業構成と農家兼業形態の特徴. 鹿児島大学法文学部紀要人文学科論集19: 103-124
- 石村満宏 1994. 離島の農業経営と地域性. 鹿児島大学法文学部紀要人文学科論集40: 33-46
- 江波戸昭 1969. 奄美群島における最近の糖業事情. 地理13-5: 12-17
- 鹿児島大学多島圏研究センター 2001. 『海と陸のはざまでの「場所の力」—南九州と南の島からの視座—121p
- 鹿児島大学全学合同プロジェクト 2001. 『離島の豊かな発展のための学際的研究—離島学の構築 (No.1) —鹿児島大学115p
- 河地貫一 1968. 離島地理学の方法論序説. 『人文地理学の諸問題』171-180
- 小林茂 1989. 作物の文化地理—近世奄美諸島のサツマイモを例に一. 『文化地理学』183-215. 古今書院

- 小林茂 1992. 隆起サンゴ礁の景観史. 『日本のサンゴ礁地域2. 熱い心の島』 サンゴ礁地域研究グループ. 95-110. 古今書院
- 平岡昭利 1980. サンゴ礁地域における甘蔗糖業の展開と「ユイ」. 地理25-8: 57-66
- 萩原茂 1990. 農業生産力の基本構造. 『過疎地域における産業の構造的特質と政策効果に関する実証的研究—奄美群島を事例として—』 34-46. 科研費研究成果報告代表仲村政文
- 堀信行 1997. 風土の三角形. 『岩波講座文化人類学第2巻環境の人類誌』 79-106 岩波書店
- 米田巖・潟山健一 1991. 人文主義地理学の新しい潮流—知のパトスへ向けて—. 人文地理43: 546-565
- 宮口伺廸 2000. 『地域づくり—創造への歩み—』 210p 古今書院
- 目崎茂和 1980. 沖縄のサンゴ礁と開発問題. 地理25-8: 84-93
- 山本正三 2000. 最近における農業・農村地域の変化に関する研究の一視点. 地理学評論73: 147-160
- 国土審議会計画部会 1996. 『新しい全国総合開発計計画部会調査検討報告書』 国土庁計画・調整局編143p
- 鹿児島県農政部 1991. 『奄美群島ウリミバエ根絶記念誌』